

新型コロナウイルスワクチン 予防接種のご案内

★ 新型コロナウイルスワクチン予防接種費用の助成をいたします。

1. 対象者

① 神崎町に住民登録があり、満65歳以上の方。

※接種日に満65歳となる方も対象となります。

② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器等の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方。

※②対象の方には、個別通知いたします。

2. 期間

令和6年10月1日（火） ～ 令和7年3月31日（月）

3. 接種方法

下記5つの医療機関又は保健福祉課で「予診票」を配布します。

※予診票は9月30日（月）より配布します。

4. 医療機関

★ 神崎クリニック	☎ 72-3117
★ なのはなクリニック（成田市）	☎ 0476-49-0533
★ 坂本医院（香取市）	☎ 52-3381
★ 越川医院（香取市）	☎ 52-5202
★ 宮本病院（稲敷市）	☎ 0299-79-2114

※ 上記の医療機関以外でも千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業協力医療機関で接種できます。希望される方は、保健福祉課へ事前にご連絡ください。

5. 助成額

接種費用のうち12,300円を町が助成いたします。

接種費用から12,300円を差し引いた金額を医療機関へお支払いください。町の予診票を使用しない場合、全額自己負担となりますので、受診される前に保健福祉課までお越しくください。

【 問い合わせ先 】
神崎町保健福祉課 72-1603